

埼玉県社会福祉事業団業務委託一般競争入札公告

埼玉県社会福祉事業団障害者交流センター中央監視業務について、下記のとおり一般競争入札を行うので、埼玉県社会福祉事業団業務委託一般競争入札（事前審査型）要領（以下「要領」という。）第3条の規定に基づき公告する。なお、本公告に記載のない事項については、要領の規程によるものとする。

令和7年10月14日

埼玉県社会福祉事業団 理事長 播磨 高志

記

1 入札対象業務	
(1) 業務名	埼玉県社会福祉事業団障害者交流センター中央監視業務委託
(2) 業務箇所	埼玉県さいたま市浦和区大原3-10-1
(3) 契約期間	令和8年4月1日から令和11年3月31日まで ただし、令和8年度以降において、埼玉県社会福祉事業団の歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。また契約期間中、指定管理者の変更があった場合は、受託者、及び新たな指定管理者にて、速やかに協議するものとする。
(4) 業務概要	仕様書のとおり
2 落札者の決定方法	本件入札は価格競争方式により落札者を決定とする。
3 入札手続きの方法	本件入札は、要領により行う。
4 仕様書等	仕様書等は、埼玉県社会福祉事業団ホームページ (http://sswc-gr.jp/sswc) により掲載する。
5 競争参加資格確認申請書の提出	令和7年10月14日（火） 10時00分から 令和7年10月29日（水） 17時00分まで ※この提出受付期間の終期日時までに資料が到着しない場合は、確認申請書は無効とする。 ※休館日に持参する場合は正面玄関は閉鎖のため、西側入口から入館すること。 競争入札参加者は、要領第8条の規定により「一般競争入札参加資格確認申請書」（以下「確認申請書」という。）に一般競争入札参加資格等確認資料を添付し、1部郵送または持参し提出すること（別紙1参照）。
6 入札参加資格の確認通知	競争入札参加資格の確認結果は、令和7年10月30日（木）17時00分までに「一般競争入札参加資格確認通知書」（以下「確認通知書」という。）により通知する。 参加資格がない旨の通知を受けた者は、令和7年11月10日（月）12時00分までに、書面により再確認を求められることができる。再確認の結果は、令和7年11月11日（火）17時00分までに回答する。
7 仕様書等に関する質問	令和7年11月3日（月） 10時00分から 令和7年11月10日（月） 12時00分まで 業務仕様書等に関して質疑がある場合は、埼玉県障害者交流センター庶務担当へファクシミリ（048-834-3333）により質疑書を提出すること。

8 質問に対する回答	<p>令和7年11月11日（火）15時00分</p> <p>質問に対する回答は、上に示す日時までに埼玉県社会福祉事業団ホームページ（http://sswc-gr.jp/sswc）に掲示する。</p> <p>入札参加者は、質問の提出の有無にかかわらず、ホームページに掲載する質問に対する回答の全ての内容を必ず確認した上で、入札に参加すること。なお、質問に対する回答の全ての内容は、すべての入札参加者に適用する。また、入札参加者から質問がない場合でも「質問に対する回答」を利用して、発注者から入札参加者へお知らせを提示することがある。</p>
9 入札日時、場所	<p>ア 日時 令和7年11月18日（火）13時30分</p> <p>イ 場所 埼玉県さいたま市浦和区大原3-10-1 埼玉県障害者交流センター 第3・4研修室</p>
10 開札	入札書の提出後、直ちに行う。
11 入札に参加できる者の形態	単体企業
12 入札に参加する者に必要な資格	<p>本入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりである。</p> <p>(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 埼玉県社会福祉事業団会計事務処理要領第2章第6節第2第1項の規定により社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。</p> <p>(3) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。</p> <p>(4) 埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。</p> <p>(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始の決定を受けている者を除く</p> <p>(6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始の決定を受けている者を除く</p> <p>(7) 本入札が実施される年度に属する埼玉県物品等競争入札参加資格者名簿に、業種区分が「建築物管理」のうち、営業品目（大分類）が「管理業務」のA等級に格付けされ、所在地区分が「管轄内」又は「準管轄内」であり、企業区分が「大企業」または「中小企業」である者であること。</p> <p>(8) 次に掲げる業務実績を有すること。</p> <p>国（公団、機構を含む）又は地方公共団体（埼玉県出資法人を含む）が所有し、管理する施設の中央監視業務を、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの間に1年以上履行した実績を有すること</p>
13 業務を行うための資格	<p>次に掲げる資格を有する者を本業務に従事させることができる者</p> <p>(1) 1種電気工事士免状以上の資格を有する者であって、ビル電気設備保守管理の経験3年以上の者であること。</p> <p>(2) ボイラー技士（2級以上）</p> <p>(3) 危険物取扱主任者（乙種第4類以上）</p> <p>(4) 公害防止主任者（大気関係）</p> <p>(5) 建築物環境衛生管理技術者</p> <p>(6) その他必要な有資格者</p>

14 最低制限価格	設定しない。
15 入札保証金	<p>(1) 入札に参加しようとする者は、見積金額の100分の5以上の額（円未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする）の入札保証金を納付しなければならない。ただし、次に掲げる場合には、その全部又は一部の納入を免除することができる。</p> <p>ア 入札参加希望者が保険会社との間に当事業団を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。</p> <p>イ 過去2年間に国（公団、機構を含む）又は地方公共団体（埼玉県出資法人を含む）又は事業団と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者について、そのものが契約を締結しないおそれがないと認められたとき。</p> <p>ウ その他上記に準ずる場合であると認められたとき。</p> <p>(2) 入札保証金の納付方法は次のとおりとする。</p> <p>ア 入札参加希望者は、入札保証金を入札日の前日までに埼玉県社会福祉事業団口座に振り込むものとする。振込口座については、別途通知する。</p> <p>イ 入札保証金の納付を証する証票を持参し、要領16条2項に規定する参加資格の確認の際に入札執行者に提示する。</p> <p>(3) 上記(1)のアに該当する場合の免除の方法は、次のとおりとする。</p> <p>ア 提出方法 原則として保険証券を入札場所に持参する。</p> <p>イ 提出期限 令和7年11月18日（火）12時00分まで</p> <p>(4) 上記(1)のイに該当する場合の免除の方法は、次のとおりとする。</p> <p>ア 過去2年間に国（公団、機構を含む）又は地方公共団体（埼玉県出資法人を含む）又は事業団と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したものについて、その契約書、仕様書及び契約完了時に提出した業務完了報告書等の写しを一般競争参加資格確認申請書に添付すること。</p> <p>イ 埼玉県社会福祉事業団と締結し履行した業務委託については、履行を証明するものの写しを省略することができる。</p> <p>(5) 入札保証金は、入札の終了後に還付する。</p> <p>なお、落札者がその責めに帰すべき理由により契約を締結しないときは、落札者に係る当該入札保証金は還付しない。</p>
16 委託業務履行保証人	<p>契約の受託者は、契約に当たって、委託業務履行保証人を附するものとする。</p> <p>なお、委託業務履行保証人は受託者と同等以上の能力を有し、かつ、契約に必要な資格を有するとともに、契約受託者が、その責務を履行しない場合において、その履行をなす責務を負うものとする。</p>
17 契約保証金の免除	契約受託者は委託業務履行保証人を附するため、免除とする。
18 支払条件	
(1) 前金払	しない。
(2) 部分払	しない。

19 業務説明会	開催しない。ただし希望がある場合、現場見学は可能とする。
20 入札に関する注意事項	
(1) 入札の執行	ア 入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、開札日時 の時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。 イ 1者入札であっても入札を執行する。
(2) 入札書に記載する金額	ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数 があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格 とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者で あるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 イ 入札金額については、履行期間全体の総価を記入すること。 ウ 入札金額見積内訳書（1回目のみ）を入札書に添付すること。
(3) 入札回数	ア 再度入札は2回までとする。 イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができな い。 ウ 再度入札に参加しない者は、それ以降の再度入札に参加するこ とができない。 エ 再度入札は、開札日と同日に執行する。
(4) 入札の辞退	要領第18条の規定による。
(5) 独占禁止法など関係法 令の遵守	入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する 法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。
(6) くじ	落札となるべき同額の入札をした者が2人以上あった場合は、く じにより落札者を決定するくじの順序を決定する。
(7) 入札の無効	次のいずれかに該当する入札は無効とする。 ア 入札参加資格のない者がした入札 イ 所定の入札保証金を納付しない者がした入札又は納付した入札保証 金の額が所定の率による額に達しない者がした入札 ウ 入札者の押印のない入札書による入札 エ 郵便、電報、電話及びファクシミリにより入札書を提出した者がし た入札 オ 談合その他不正行為があったと認められる入札 カ 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札 キ 入札後に辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札 ク 次に掲げる入札をした者がした入札 （ア） 記載事項を訂正したもの （イ） 記載すべき事項の記入のないもの、又は記入した事項が明らかで ないもの （ウ） 代理人で委任状を提出しない者がしたもの （エ） 他人の代理を兼ねた者がしたもの （オ） 2以上の入札書を提出した者がしたもの、又は2以上の者の代理 をした者がしたもの ケ その他公告に示す事項に反した者がした入札
21 その他	(1) 埼玉県社会福祉事業団会計規程、会計事務処理要領、業務委託等入 札（見積）執行要領、要領、入札参加者心得を熟知の上、入札に参加す ること (2) 提出された確認申請書及び確認書類は返却しない。 (3) 入札後仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申 し立てることはできない。

	<p>(4)本件入札については、埼玉県社会福祉事業団ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。 埼玉県社会福祉事業団ホームページ http://sswc-gr.jp/sswc</p> <p>(5) 落札者は、落札決定後、課税事業者届出書又は免税事業者届出書を提出すること。</p>
22 この公告に関する問い合わせ先	〒330-8522 埼玉県さいたま市浦和区大原3-10-1 埼玉県障害者交流センター 庶務担当 電話番号：048-834-2245 FAX番号：048-834-3333